■相続手続きとスケジュール

スケジュール	該当日	葬儀法要・相続手続き	確認	諸手続きの一例 (手続き先、各市区町村によって異なる)	相続財産関係	
相続		ご逝去の日(/)				亡くなった人の出生から死亡までの戸籍・除籍・原戸籍謄本
発生		### a ~ = 7			相続人の確定作業	亡くなった人の最後の住所を証する書面(住民除票もしくは戸籍の附票)
		葬儀社の手配		[ZDN+]	-	相続人全員の亡くなられた日以降の住民票・戸籍謄本
		■お通夜・告別式		【7日以内】	_	(相続人全員の印鑑証明書 ※遺産分割協議、相続登記、金融機関解約等に利用)
<u> </u>				死亡診断書	-	
7.5	,	■初七日法要		死亡届 火葬・埋葬許可証		
7日						登記事項証明書・公図
					10/+01 	預金通帳(ネット銀行も確認)・金融資産運用報告書等、配当金通知書等
 				[14□N+N	相続財産洗い出し - 関係書類収集	その他財産(ゴルフ会員権、出資金、貸付金など)
	/			【14日以内】	为你自欢 以 未	生命保険証書の全て・死亡退職金が分かるもの
14日				世帯主変更届	_	借入金など
				国民健康保険資格喪失届	-	相続開始前3年以内の贈与、相続時精算課税制度の利用有無
		⊠戸籍等の関係書類収集		年金受給権者死亡届		<u>★法定相続証明情報発行の申請・証明取得をおススメします。</u>
				(報告書) の提出		
				未支給年金の請求	遺言書の有無確認	遺言書の有無を確認。自筆証書、公正証書等により探索方法が異なる。
				遺族基礎年金の請求		▶自筆の遺言書がある場合は、裁判所で検認手続きが必要。法務局保管制度利用は不要。
				遺族厚生年金の請求	_	
				死亡保険金の請求		相続財産目録の作成
3 か月				葬祭費(埋葬料)支給手続き		相続財産ごとの相続税評価及び不動産などの時価評価(※遺産分割用換金価格の査定)
	/	【3か月以内】		公共料金等の契約者変更		相続税シミュレーション(相続税の可否、申告の要否見通しの判定)
		■相続放棄期限				財産ごとに、必要書類を収集
				公共料金等の引落口座変更		
		■百箇日法要		・電気、ガス、上下水道		相続放棄をせずに期限が経過した場合等は、相続承認したものとみなす。
				・税金関係		
	/	【4か月以内】		・NHK・電話・インターネット	準確定申告	1月1日~亡くなられた日までの所得税申告
4 か月		■準確定申告		・クレジットカード		
				その他		遺産分割につき話し合い → 法定相続人全員参加・全員合意が必要
		■相続税申告の要否判定			遺産分割協議	遺産分割協議書の作成
		■遺産分割協議			※遺言書が無い場合	法定相続人全員の自署・実印押印・印鑑証明書添付
		(協議書の作成)				※話し合いが纏まらない場合は、調停・審判による分割の話し合いとなる
		■金融機関等の解約				
	/	■不動産相続登記 【10か月以内】			相続手続き 相続税申告	各金融機関ごとに、必要書類をそろえて解約手続きを実施
						不動産等の名義変更(相続を原因とする所有権移転登記)
						相続税の申告・納税(原則、現金一括納付)
10か月		■相続税申 告				
						★相続した不動産の売却・活用の検討
					_	

